

第 1 6 5 回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

日 時：平成 29 年 8 月 24 日（木）
午後 2 時 30 分～3 時 20 分
場 所：コープイン京都

開 会

●事務局（萩原課長） 定刻となりましたので、ただ今から、第165回京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日は委員の皆様方にはご多忙中にもかかわらず、また大変暑い時間帯でございますけれども、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃は京都市商業振興にご尽力賜りまして、改めてこの場で御礼申し上げます。

まず、委員の方々の出席状況でございますが、本日は5名の委員にご出席いただいております。したがって京都市大規模小売店舗立地審議会規則第3条第3項の規定によりまして、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それではお手許にございます資料を確認させていただきます。皆様のお手許には会議次第と、ホチキス止めで一連となっておりますけれども、資料1といたしまして「河原町共同ビル答申案」、資料2としまして「グルメシティ九条東寺店答申案」、資料3といたしまして「ドラッグコスモス祥栄店及びコーナンPRO吉祥院店 交通経路調査報告」、資料4としまして「立地法運用に関する本市の例規について」、資料5としまして「立地法に係る計画一覧」を一綴りで配付させていただいております。

資料の欠落等、現時点でお気づきがございましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。

ないようでございますので、それでは審議会を始めたいと思います。恩地会長、よろしくお願いいたします。

議 題

1 平成29年2月届出案件

「河原町共同ビルに係る答申案検討」

●恩地会長 それではこれより、第165回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。まず議題1の「平成29年2月届出案件 河原町共同ビルに係る答申案検討」です。事務局から説明をお願いします。

●事務局 それではご説明させていただきます。資料1をご覧ください。これまでの審議等を踏まえまして、事務局のほうで答申案を作成しております。まず2ページ目の中程からご確認ください。

「1 大規模小売店舗の名称及び所在地」のところですが、これについては河原町共同ビルということで、いわゆる河原町OPAの建物でございます。住所はそちらに書いていただいております。

続きまして「2 法第8条第4項の規定による市の意見について」でございますが、「当審

議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します」ということで、市の意見は「なし」としております。

詳細につきましては次のページ、3ページの「答申理由」のところをご覧ください。まず、「1 現在の状況（立地状況等）」のところです。「当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。周辺の状況は、北側は寺院兼住居、東側は河原町通を隔てて店舗、西側は道路を隔てて店舗及び店舗兼住居、南側は店舗及び住居が立地している」としております。

「2 説明会の状況」です。「法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、店舗西側における夜間の騒音を危惧する意見や、今後店舗西側の来客用出入口を午後11時まで開放する場合の近隣への周知方法についての意見などが出された」といたしております。

続いて「3 意見書」についてですけれども、こちらにつきましては「法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった」としております。

そして「4 審議会の見解」のところになりますが、主に以下の(1)から(3)の3つの項目について検討しております。

「今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐輪場利用者が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルが増加し、夜間においても騒音が発生することが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される」としまして、「(1) 駐輪場について。当該商業施設周辺は、時間帯によっては自転車の通行が規制されていることなどから、駐輪場の利用は総じて少なく、ピーク時においても駐輪場の十分な空き台数があるため、変更後も収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

(2) 廃棄物等の排出量の増加について。現状の排出量実績を踏まえると、現行の廃棄物等保管施設で十分な容量が確保されており、変更後も対応可能であると考えられる。

(3) 騒音について。昼間及び夜間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも環境基準値を下回っており、また、夜間における騒音の最大値についても、規制基準値を下回っていることから、今回の変更による周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。

なお、夜間における店舗周辺の静穏な環境の保持について、引き続き、退店時における従業員の指導を徹底するとともに、定期的に地域住民との意見交換の場を設けるなどして積極的に状況把握や課題解決に努めることが望まれる。

このほか、当該商業施設は、来店客用の駐車場を設置していないことから、今後とも、公共交通機関により来店してもらうよう周知徹底することが望まれる」としております。

前のページにお戻りください。これらの検討を踏まえまして市の意見は「なし」としておりますが、一番下になりますけれども付帯意見として、なお書き以下に書かせていただいております。

ます。

「なお、夜間における店舗周辺の静穏な環境の保持について、定期的に地域住民との意見交換の場を設けるなどして積極的に状況把握や課題解決に努めることが望まれます。

また、当該商業施設は、来店客用の駐車場を設置していないことなどから、今後とも、来店客に対して公共交通機関により来店してもらうよう周知を徹底することが望まれます」といたしております。

説明は以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特にないように思いますが、前回の審議内容をよく踏まえた内容になっていると思います。

それでは、答申案に対する異論は特にないようですので、この案件につきましては本日で結審としたいと思います。いかがでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 よろしいでしょうか。それでは結審といたします。では、議題1に係る審議はこれにて終了といたします。

2 平成29年2月届出案件

「グルメシティ九条東寺店に係る答申案検討」

●恩地会長 次に議題2の「平成29年2月届出案件 グルメシティ九条東寺店に係る答申案検討」です。こちら事務局から説明をお願いします。

●事務局 続きまして資料2をご覧ください。こちらこれまでの審議等を踏まえまして、事務局で答申案を作成しております。

まず、5ページ中程からご確認ください「1 大規模小売店舗の名称及び所在地」のところ。グルメシティ九条東寺店となっております。住所はそこに記載しているとおりです。

続きまして、「2 法第8条第4項の規定による市の意見について」でございます。「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します」ということで、こちらの案件につきましても市の意見は「なし」としております。

詳細につきましては次の6ページをご覧ください。まず「1 現在の状況（立地状況等）」です。「当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。周辺の状況は、北側は道路を隔てて店舗及び店舗兼住居、東側は住居及び店舗兼住居、西側は道路及び鉄道高架を隔てて店舗兼住居、南側は道路を隔てて住居が立地している」。

「2 説明会の状況」でございます。「法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、開店時刻及び閉店時刻の変更内容の周知方法についての意見が出された」。

「3 意見書」でございますが、こちらは「法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった」としております。

続きまして「4 審議会の見解」でございます。こちらは以下（1）から（4）まで記載しております。「今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場及び駐輪場利用者が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルが増加し、夜間においても騒音が発生することが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場について。営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場に空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、九条通は通勤・通学者が多く、歩行者の動線が来店車両の経路と交錯するため、歩行者の安全確保に一層努めることが望まれる。

（2）駐輪場について。営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐輪場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

また、当該施設は近隣に鉄道駅やバス停があり、施設利用者以外（公共交通機関利用者）の駐輪場の利用の可能性があること、歩道上や出入口付近等の駐輪場として確保している場所以外での駐輪が見受けられることについては、届出者から、従業員の巡回により対処するとの説明があった。

（3）廃棄物等の排出量の増加について。現状の排出量実績を踏まえると、現行の廃棄物等保管施設で十分な容量が確保されており、変更後も対応可能であると考えられる。

（4）騒音について。昼間及び夜間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも環境基準値を下回っている。

夜間における騒音の最大値については、自動車走行騒音が駐車場出入口において規制基準を超える箇所があるが、店舗に近接する住居立地点においては規制基準値を下回っていることから、周辺の生活環境に影響を及ぼす恐れは少ないと考えられる」といたしております。

前のページにお戻りください。これらを踏まえまして市の意見は「なし」としてはありますが、付帯意見としましては、「なお、九条通における歩行者の動線が来店車両等の経路と交錯するため、歩行者の安全確保に一層努めることが望まれます」ということを付けております。

説明は以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきましてご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。これも前回の審議会の議論を踏まえた内容になっていると思います。それでは答申案に対する異論が特にないようでしたら、この案件につきまして本日で結審したいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 それでは結審としたいと思います。これで議題2に関する審議を終了といたします。

3 報告事項

●恩地会長 続いて議題3の「報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局 続きまして議題3「報告事項」についてご説明させていただきます。まず今回資料3～5と三点つけておりまして、その3つについてご報告させていただきます。

まず8ページ以降になりますが資料3をご覧ください。平成28年7月に結審いただきましたドラッグストア「ドラッグコスモス祥栄店（当時は（仮称）ドラッグコスモス吉祥院店）」とっておりましたが、その店舗及びホームセンター「コーナンPRO吉祥院店」に関しまして、届出者のほうから来退店車両の経路に関する交通経路調査の資料が提出されましたので、報告させていただきます。

これはほぼ同時期に設置された、近接した場所にある2つの集客施設（「ドラッグコスモス祥栄店」及び「コーナンPRO吉祥院店」）、この2店舗の開店にあたり、小学校近隣にありますのでその近隣道路を来退店経路から外したのですが、これが実際に守られているかについて審議会での付帯意見を踏まえまして、開店後、届出者が調査したものです。

まず、9ページのコスモス祥栄店の報告書のほうからご覧ください。調査日ですが平成29年6月5日（月）の17時～18時までとなっています。調査日につきましては、趣旨が通学児童への影響を目的とした調査ですので平日としておりますのと、調査時間についてはその平日のなかでもっとも交通量が多い、繁忙期である利用者が多い時間帯を調査時間としております。

調査方法はその下の調査要領に書いております。まず、①店舗の駐車場出口にて出庫車両を記録する。それと併せまして、②祥栄小学校の北側及び南側道路において、同時時間帯にて西行き通行車両を記録する。③上記①及び②の車両を照合し、退店車両の通過の有無を確認するという手順を踏んでおります。店舗の駐車場から出庫する車と、本来、通行の自粛をお願いして

いる祥栄小学校の南北を走るそれぞれの道路を通る車両、それぞれの自動車の種類やナンバーをこの1時間で控えて、その両方ともを照合したうえで店舗の利用者が通っているのかどうかを確認するという内容です。

その調査結果ですが隣の10ページをご覧ください。調査結果ですが表-1のところに整理して記載しております。調査の結果ですけれども、ピーク時間における入庫車両は33台、出庫車両は32台でした。出庫車両のうち地点1交差点、これが店舗からすぐ東側に行ったところの交差点ですが、この地点1交差点を左折して北進する車は14台でした。

次に、地点1交差点を左折北進した車両、並びに計画地東側の南北道路を北進する車両で、②-南道路、及び②北-道路の交差点を左折して西進する車両について、以下の表-2のところに整理しております。その結果、出庫車両のうち1台が、②の小学校の南側の道路を進んでいることが判明しております。表-2のところに太枠で囲っておりますけれども、地点1交差点でいいますと2番、17時19分に通過した紺色のノートがございます。その隣のほうの17時20分のところで、②南側道路で同じ紺色のノートと書いていますけれども、この車両が該当する車両となります。

なお、こちらにもこの車両が塔南セントラルハイツに入庫したと書いておりますが、9ページの図-1の地図をご覧くださいとおわかりになりますように、塔南セントラルハイツは通行している②-南道路沿いにあるマンションで、抜け道として利用したのではなく、ここの居住者が単純にこの店を利用したあと、当該道路を通ったといえるのではないかと考えております。

続きましてその下の「その他」のところです。現地の声ということで、祥栄小学校の校長先生にも届出者のほうからヒアリングを行っております。それによりますと思っていたよりも車両の走行は少なく、登校時、下校時ともに特に問題はないと校長先生も話されているということでした。

続きまして11ページをご覧ください。先ほどのドラッグコスモスの西側になりますがコーナンPRO吉祥院店のほうからも、同様の交通経路調査が出ておりますのでご報告いたします。

まず、1番の交通経路調査日時ですが、こちらはコスモスのほうと同じ日を設定していただきまして、6月5日(月)となっております。時間帯につきましてはドラッグコスモスのほうが夕方だったのに対して、こちらは午前からも開店してございましてプロユースのホームセンターということで、比較的早い時間から利用者があるということですので、レジカウンターに基づく利用者のピーク時間になりまして、午前9時から午前10時までの1時間を調査しております。

調査方法については、先ほどご説明申しあげましたドラッグコスモスと同じやり方をさせていただいております。

結果が2番になります。まず、①店舗駐車場調査ということで、店舗駐車場にその時間内に入庫した車、車両の台数が55台、同じ時間に出庫した台数が41台となっております。その下の②祥栄小学校の東側道路における北進車両通行調査のところでは、北進車両のうちのB地点

です。祥栄小学校の南側道路を左折して西に曲がった車両が7台、同じく祥栄小学校の北側道路を左折して西側に進んで行った車両が5台と出ております。この①と②の車両の情報を照合して、同一車両の通行があったかどうか③になります。結果として店舗駐車場利用車両のうち、1台の小学校南北道路の通過を確認したと書いてございます。下にありますとおり、9時39分にB地点を左折通過して、その同じ車両が9時52分にもう一度、C地点を通過しております。その後その車両が9時58分に店舗に進入したという記録になっています。

以上のことからコーナンPROに関しましても、この1時間のなかで通過としては2回通過したことになっているのですが、同一の車両ということで、当該店舗を利用した車両としては1台のみだったといえると思います。

これらの2社の調査を踏まえると、小学校周辺の通行をご遠慮いただいている道路を経由しての入出庫は、繁忙時間帯においても1台程度となっております。当該店舗の出店について地域に与える影響は少ないといえるのではないかと考えております。

続きまして13ページですが、資料4に移らせていただきます。「立地法運用に関する例規について」ということとでございます。前回審議会におきまして、委員の先生方のほうから現在の審議会の運用、進め方に関しましていくつかのご質問をいただきましたので、その点について整理させていただいております。資料といたしましては13ページに掲げておりますとおり、「非審議案件の基準」というところから3つ添付しております。

まず、前回の審議会のなかで、高島屋京都店の契約駐車場の廃止に伴う駐車場の出入口の位置の変更について、内規により審議会に諮らないということにしておりますけれども、恩地会長から審議会に諮らない基準はどういったものであるのかというご質問をいただきましたので、これについて14ページに「非審議会案件の基準（内規）」を添付しております。この内規は審議会委員用規定集ということで各委員の皆様が就任時においてお渡ししているもので、こちらの内規につきましては策定日が確認できなかったのですが、おそらく立地法の施行当時から併せて実施しているものと思っております。

今回の高島屋の案件につきましては内規のなかの下のほうになりますが、2番の法第6条第2項のところにあります⑨の対象に該当しております。「駐車場の位置の変更に伴う出入口の位置の変更、出入口の数の変更」で、設置者の努力では改善不可能な場合（契約駐車場等）というところがございます。今回の高島屋についてもこれに該当するということで、非審議会案件として取り扱わせていただいたということです。

また、一番下の黒の星印の但し書きにもありますとおり、この条件下にありましても問題が生じる恐れがある場合は審議会にお諮りすることとしておりますので、今後、皆様も審議会に諮るべきだと思える案件等がございましたら、審議会の非審議案件にしますというような確認を取る場がございますので、そのときにご意見をいただければと考えております。

続きまして15ページ以降に、「大規模小売店舗立地法施行規則」を添付させていただいております。今回の高島屋の案件のような非審議案件や、経済産業省の省令で定められました軽微

な変更案件につきましては、公告・縦覧は行うのですが住民説明会は不要とされています。これに対しまして前回の審議会で山田副会長のほうから、公告や縦覧だけですと、地域住民が変更計画等を知る機会は少ないのではないかというご指摘がございました。これについて事務局のほうで再度、制度のほうを確認しまして、そのときには明確にお答えができなかったのですが、そのあたりについてご説明させていただきます。

この施行規則の 17 ページです。中程の第十一条のところが説明会について記載した箇所です。この十一条の第 2 項にありますとおり、「都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする」とされております。前回の審議会のときにはそういうご説明ができていなかったのですが、決して公告・縦覧のみで収めるものではなく、近隣住民にこういった敷地内に掲示するというので、計画の詳細を周知する仕組みになっております。この部分を補足してご説明させていただきました。

最後に 27 ページをご覧ください。こちらには京都市のほうで定めております、「京都市大規模小売店舗立地法運用要綱」を添付しております。こちら審議会の皆様には、就任時にお渡ししております例規集に含まれている資料です。

こちら前回の審議会で吉田先生のほうから、住民説明会の開催回数についてご質問があったのですが、そのときに説明会を 2 回開催するときの条件の説明が誤っておりましたので、この場で訂正をさせていただきご説明させていただきます。正確には 30 ページをご覧ください。「別表（第 7 条関係）」のところの一番上に区分と書いています。この区分に（1）と（2）とありますけれども、こちらの条件で店舗面積が 6,000 平方メートル以上である場合、または午後 10 時から午前 7 時までの間に営業しようとする場合というように、これは（1）と（2）はそれぞれ同じでして、（1）は新設の場合、（2）は変更の場合ということです。

こういった条件の場合は、その 2 段ほど下ですが、開催回数は原則 2 回と定めております。それ以外の場合は原則 1 回となっております。京都市の場合はここで定めておりますので開催の回数の違いが出ているというものでございます。

例規に関するご説明は以上とさせていただきます。

最後に資料 5、35 ページをご覧ください。毎回ご報告しております「立地法に係る計画一覧」のご説明でございます。手続中の届出案件と審議会の今後の審議予定について載せております。

まず 35 ページの計画一覧ですが、1 番の手続中の届出案件のうち、「審議中」の案件は本日結審いただきました 2 件でございます。続きまして「縦覧中」ですが、こちらは 5 月と 6 月に受理しました 3 つの案件で、新風館の新設と西友桂店の変更、アバンティの変更という 3 つです。それぞれ住民説明会までは終了しております。現在、住民意見等を踏まえて 10 月に審議会に諮る予定をしております。

2 番の審議予定のところをご覧ください。平成 29 年 9 月審議会ということで、答申案検討

を2件書いておりますが、下の※印のところにもありますとおり、本日の審議会で両案件とも結審しましたので、9月については休会を予定しております。なお、10月の審議会ですが、先ほど少しご説明いたしました案件、新風館の新設、及び西友桂店の変更という2つの案件について届出者説明を行います。

続きまして36ページをご覧ください。今後のスケジュール（案）のところでございます。来月以降のスケジュールはここに示したとおりとなっております。8月受理のところをご覧ください。ただきたいのですが、今月末にジェイアール京都伊勢丹専門店街 ザ・キューブの変更という届出を受け付ける予定をしております。こちらの内容につきましては、駐車場の収容台数を減少させるという旨の変更の届出を受理する予定となっております。

長くなりましたけれども報告事項としては以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から四点の報告がありましたけれども、順番にご質問をうかがっていきたいと思います。

まず、資料3のドラッグコスモスやコーナンPROの追跡調査の件ですが、これについて何かご質問等ございますか。

●塩見委員 簡単なことですが、小学校の校長先生が問題ないといわれているので問題はないと思うのですが、10ページの表—1を見るとドラッグコスモスから右折で出ている車が5台あります。道路を見ると中央分離帯があるように見えるのですが、どういう出方をしているのかがよくわからないので教えていただけますか。

●事務局 ここではいいですと地点1の交差点は店舗からすぐではなく、店舗から出て、ここは久世橋通ですけれども久世橋通の交差点を右折、左折ということですので、ここは信号がございませんので向こうで右折したということだと思います。

●塩見委員 わかりました。

●恩地会長 少し誤解を招きやすい表現だったような気がします。よろしいですか。ですから結果的にいうと、左折で要するに北進する車がそこそこ多いけれども、小学校のところの北や南を通る車は少なかった、1台とか、そういう感じだったということですね。

●事務局 はい。

●恩地会長 ということは残りの車は最初に想定していた退店経路であるところの、もっと北進して信号機のある交差点のところまで行って、左折しているということだろうということでは

すね。

●事務局 そうだろうと思います。

●恩地会長 それならばよかったので安心はしましたが、ただ、今後こちらのルートの方が近くていいということで、そちらのルートを通る車が増えないとも限らないので、引き続き注視しておいていただければと思います。

●事務局 承知しました。

●恩地会長 ほかにいかがでしょうか。

●井上委員 コーナンPROのほうの車の出入りの時間ですが、この動きをされている車は駐車場に入りたかったけれども、入れないのでこういう動きをしておられるのでしょうか。想像になるかと思うのですが。

●事務局 これについては、これを見ていると間の時間が結構空いているのです。ですからこの車がB地点を左折通過した時間から、実際に店舗に入ったのが20分後ぐらいですので、もししたらほかに用事をされていたのかなとか、申し訳ありませんが予測でしかないのですけども、そういうことも考えられるのではないかと考えております。

●井上委員 情報が手許にないのですが、駐車場台数的にこの朝の時間に55台というのはいっぱいということはないのですか。どの程度の規模だったかなと見ながら思ったのですが。

●事務局 今、計画書のほうが手許にないのですが、私もこの当日に、朝の時間に現地に行っておりますけれども満車で入れないとか、入庫待ちがあるということはございませんでした。

●恩地会長 プロユースの方は滞留時間が、店にいる時間がわりと短いような気がしますので、台数的には大したことはなかったのかもしれないですね。ほかにございますか。

それでは次の資料4のほうの、非審議会案件の基準の話のほうでご質問等ございませんか。就任時に渡されていたのですね。私も昔のことだったので忘れていましたけれども。こういう基準で非審議会案件にするということで、①～⑪までありますが、これはどういうことかというようなことは何かありませんか。

例えば私のほうから申しあげますと、⑧の営業時間の変更のところですが、開店時刻の繰下げということ、あるいは閉店時刻の繰上げということで営業時間を短くするということです。

これは一見、問題はないような気もしますが、一方で、例えば仮に1日に利用したいお客様の数が固定されていると考えると、それが短い時間になっていくということは、ピーク交通量を上げる方向に動くこともないとは限りません。ただし、これはほかの店舗との競合とかそういう問題もあって一概にいけないのですが、まったく心配されないわけではありません。

ただ、最近の傾向としては営業時間を伸ばす方向にあるので、実際のケースとしては少ないのかもしれませんが、このあたりの営業時間と来客数との関係はなかなか読みにくいところが実際にあるので、どういう動きをするのかは難しい面もあるかもしれないので、こういった案件は黒い星印のところにあるように、問題が生じている、あるいは生じる恐れがある場合ということですね。もし、何かそういうことが心配されるときは、審議会案件になるという扱いかと思ったりしました。

そういう感じでのこの基準について何かご意見はありますか。補足説明はありますか。

●事務局 ご指摘の点はたしかにそうです。営業時間が短くなるのは、私もそこまであまり考えが至らなかったところで、たしかにピーク交通量を上げるというのはご指摘のとおりで、なるほどと思いました。おっしゃるとおりでして、そういうところでまたお気づきのことがあればご指摘いただいて、当然この内規イコールすべて審議会に諮らないということではございませんので、そのあたりは都度ご指摘をいただければと思います。

●恩地会長 京都の事情に合わせて、いろいろな変更を考えていかなければいけないかもしれません。ほかにございませんか。

それでは次に15ページからのところで、山田副会長からの掲示の件です。これも規則上いろいろ決められているということでしたけれども、これについて何かご質問等ございますか。施行規則のところですか。特にないでしょうか。

それでは27ページの運用要綱についてはいかがでしょうか。説明会の開催回数の件です。こういうものはもし見直しをしたら、どこで見直しをするのでしょうか。審議会で見直しをするのか、それともどこか、あるいはこれはもう決まっているものなのですか。

●事務局 要綱ですので比較的柔軟にといいますか、そこは変えられます。最終、変更するのは京都市側になると思うのですが、当然ご相談といえますか、事前にご検討というかたちで審議会に諮るべき案件かと思えます。

●恩地会長 例えばそういうことがあり得るのかどうかわかりませんが、説明会の開催を3回程度にしたほうが良いという話があれば、これを変えることもあるということですか。

●事務局(萩原課長) こちらのほうのご議論のなかで合理性が高いということでしたら、当

然、京都市のほうでそれを参考に見直しをしていくことになると思います。

●恩地会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。何かご意見はありますでしょうか。このあたりも審議のなかで必要に応じて、運用についてもまた皆さんで議論をいただくこともあっていいということですね。

●事務局 はい。

●恩地会長 それでは資料5の、35ページからの今後の計画一覧やスケジュールについて、何かご意見はおありでしょうか。

特にないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

4 その他

●恩地会長 議題4の「その他」です。何かございましたらご発言をお願いしたいと思います。この「その他」のところで審議会要件の話や、そういう意見があればいただいたらいいということですね。

●事務局 先ほど井上先生からご質問がございました件で、コーナンPROの駐車場台数は手許に資料がないということでお答えさせていただいたのですけれども、今、ホームページなどで見てみると駐車場の台数がこちらは43台となっています。単純にいけますと、あまり滞留が長いと満車ということも考えられるようなことになるのですが、結論としましては先ほどご説明したとおりで、実態としては満車という状況ではなかったということです。正確な数字がわかりましたので今ご報告させていただきます。

●恩地会長 よろしいですか。これで「その他」は終わったということですね。それでは最後に、次回、10月の審議会ですけれども、10月の審議会において、特に非公開とすべき部分もないように思われますので公開としたいと思いますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 それではご異議もないようですので、次回の審議会も、10月ですけれども公開といたします。

それではここからは進行を事務局にお返しします。

●事務局（萩原課長） 会長，ありがとうございました。委員の皆様方，長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。

今後の審議会についてご連絡させていただきます。先ほどの説明にもございましたように，来月9月の審議会につきましては休会とさせていただきます。10月以降の日程につきましては若干空きますので，事務局から改めて日程調整をさせていただきます。議題につきましては「新風館」の新設届出，及び「西友桂店」の変更届出に係る届出者説明を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ございましたように内規等につきましては，また委員の皆様のご意見を反映したいと思いますし，引き続き議題のなかでも「その他」のなかで，今後のご意見がございましたらおっしゃっていただければと思っておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

閉 会

●事務局（萩原課長） それではこれで，第165回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。皆様，どうもありがとうございました。